

【認定日本語教育機関の認定審査状況（令和6年度1回目）】

- ・申請機関総数 72機関
 - ・認定とした日本語教育機関 22機関（機関名公表）
 - ・不認定とした日本語教育機関 3機関（機関名公表）
 - ・審査中に取り下げを行った日本語教育機関 36機関
- ※令和6年10月30日（水）に上記認定結果について文部科学省HPで公表済

【認定日本語教育機関の認定申請の状況（令和6年度2回目）】

- ・申請機関総数：48機関（うち、法務省告示機関16機関、大学別科等0機関）

〈課程分野の内訳〉

- ・留学のための課程：46機関
- ・就労のための課程：2機関
- ・生活のための課程：0機関

※令和6年11月6日（水）に上記申請機関数について文部科学省HPで公表済

（参考）認定日本語教育機関関係の直近のスケジュール

○令和6年11月中旬～令和7年2月：

- ・文部科学省による実地確認
- ・審査委員による書面審査及び面接審査

○令和7年3月：

- ・認定日本語教育機関審査会、日本語教育部会
- ・法務大臣協議

○令和7年4月頃：

- ・令和6年度2回目認定結果公表（認定機関名及び不認定機関名を公表）

日本語教育機関認定法の施行状況について（令和7年3月3日時点）

【登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録審査状況（令和6年度1回目）】

（登録実践研修機関の登録結果）

・申請機関総数 38機関

・登録可とした機関 34機関

・審査中に取下げを行った機関 2機関

（登録日本語教員養成機関の登録結果）

・申請機関総数 47機関

・登録可とした機関 40機関

・審査中に取下げを行った機関 3機関

※令和6年11月29日（金）に上記登録結果について文部科学省HPで公表済

【登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録申請の状況（令和6年度2回目）】

・登録実践研修機関の申請機関数：24機関

・登録日本語教員養成機関の申請機関数：27機関

※令和7年2月26日（水）に上記申請機関数について文部科学省HPで公表済

（参考）登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関関係の直近のスケジュール

○令和7年2月～4月：審査委員による書面審査及び面接審査

○令和7年4月～5月：登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関審査会、日本語教育部会

○令和7年5月末：令和6年度2回目登録結果公表（登録機関名及び登録不可機関名を公表）

【日本語教員試験の実施状況（令和6年度）】

・受験者数 17,655人 ・合格者数：11,051人＊ ・合格率：62.6%

＊「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。

※令和6年12月20日（金）に上記試験結果について文部科学省HPで公表済

（参考）日本語教員試験関係の直近のスケジュール（令和7年度試験）

○令和7年7月中旬～：出願受付

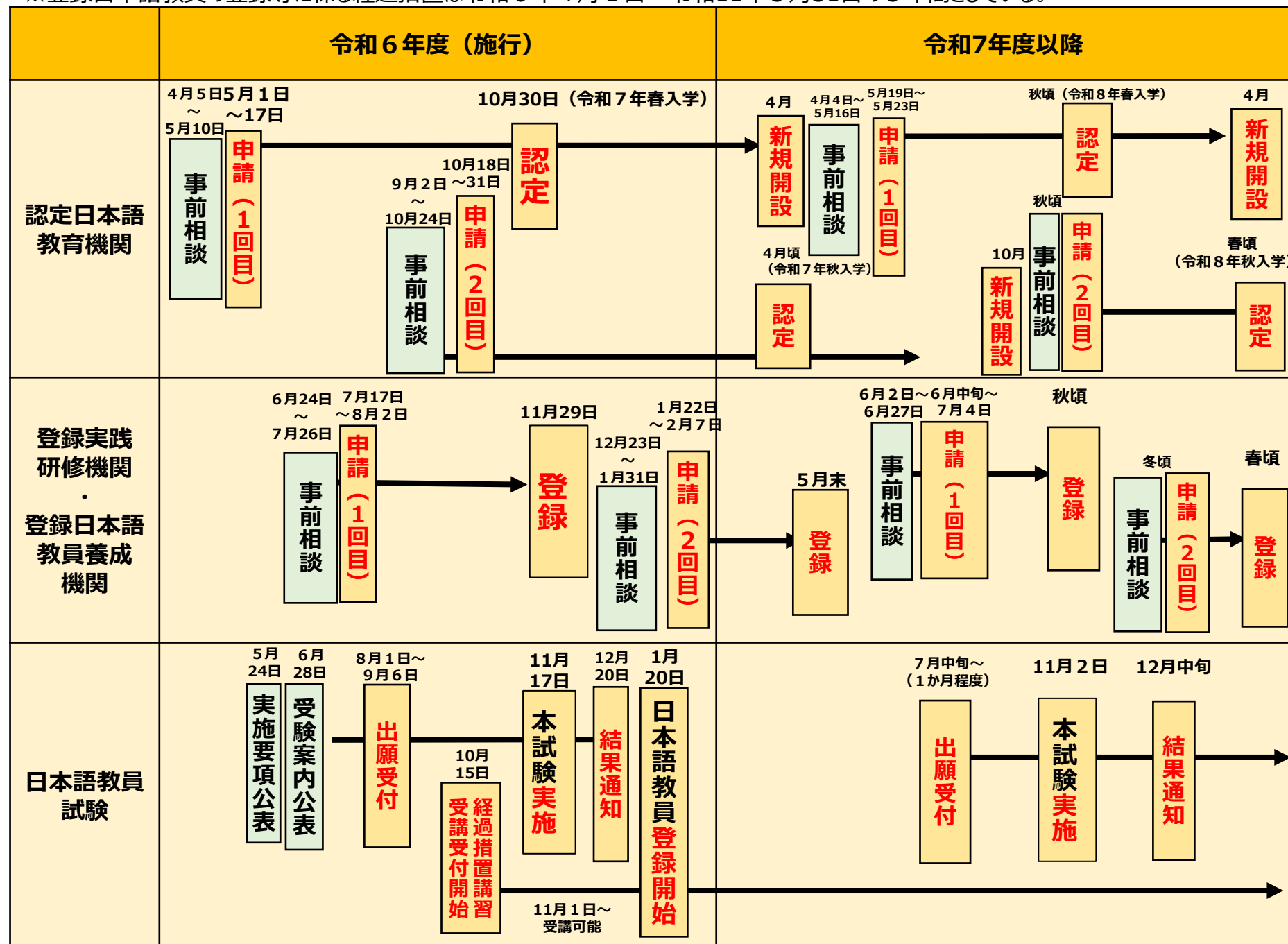
○令和7年11月2日（日）：試験実施

○令和7年12月中旬：受験者へ試験結果通知、試験結果公表

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和7年3月時点）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。



日本語教育機関認定法ポータルについて

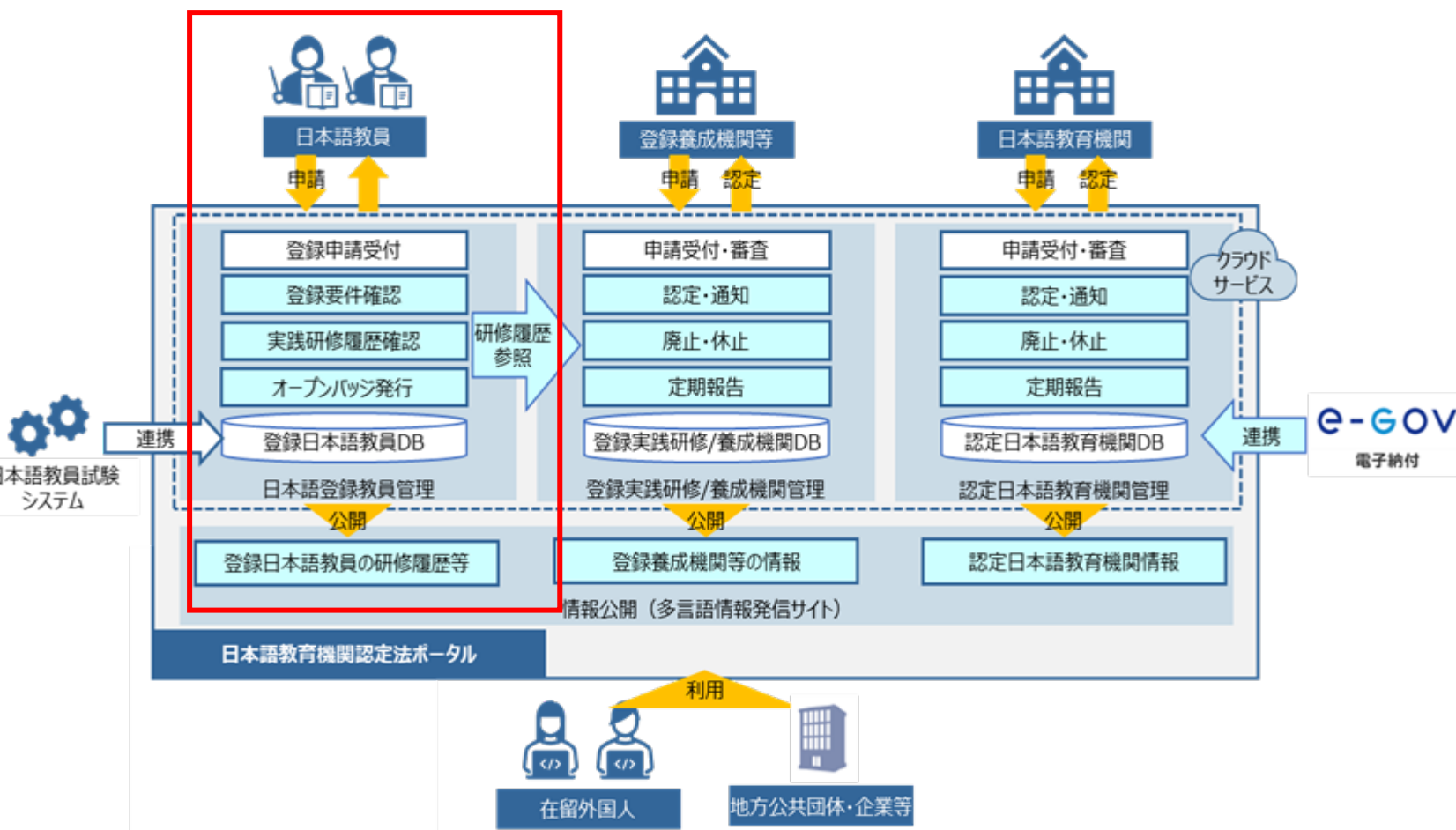
日本語教育機関認定法に定められている文部科学大臣による認定日本語教育機関の多言語での情報発信や、認定日本語教育機関、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の認定・登録の新規申請や変更申請等の機能を有するポータルサイト。**登録日本語教員の資格登録に係る申請手続機能とともに、国家資格取得後に様々な場面で資格を持った日本語教員が活躍できるよう、希望に応じて研修履歴等を蓄積し、情報発信を行う。**

日本語教育機関認定法ポータルのイメージ

日本語教育機関認定法
ポータル（R6.4.1公開）



アクセスはこちらから



【申請機能利用者数（想定）】

日本語教育機関等：約 900 機関程度／日本語教師数：約 4 万人程度／大学等養成機関：約 300 機関程度

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

14百万円
14百万円)



文部科学省

現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文：Can doという。)やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

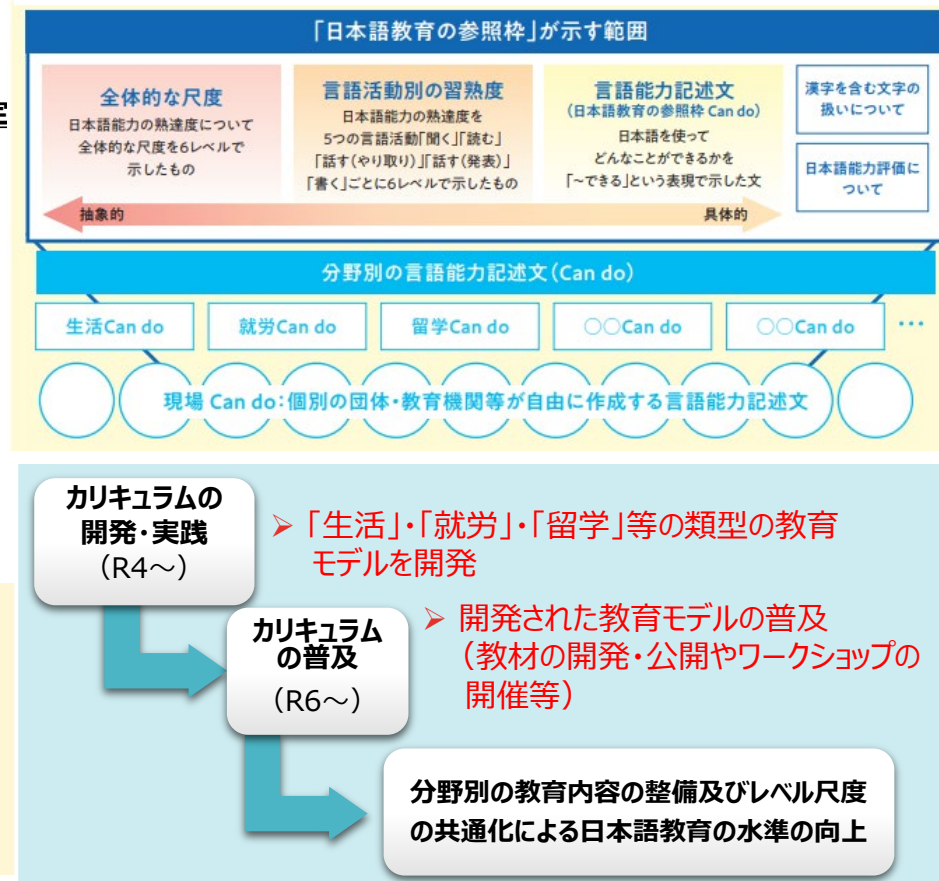
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

「日本語教育の参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。



アウトプット（活動目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

短期アウトカム（成果目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム（成果目標）

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

長期アウトカム（成果目標）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

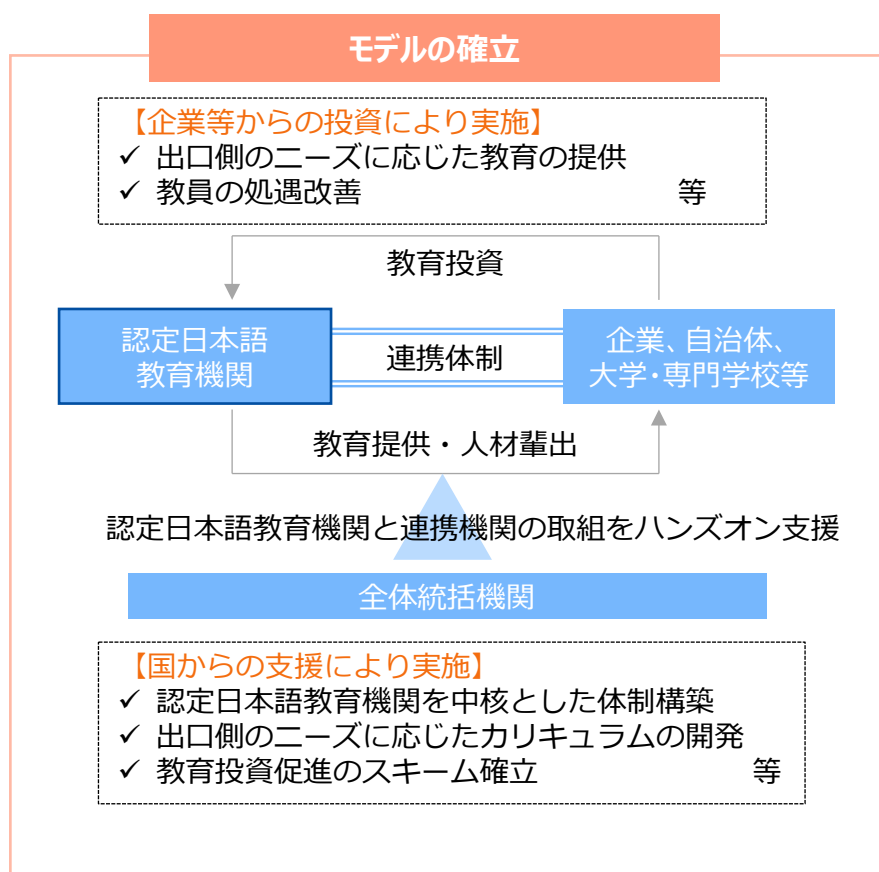
背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。（H25：207万人→R5：341万人※）育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。



【事業スキーム】

- ✓ 委託先：民間事業者（全体統括機関）
（全体統括機関から認定日本語教育機関を中核とする連携体制に一部再委託）
- ✓ 規模：1機関1,000万円程度（再委託先）
- ✓ 件数：22件程度（再委託先日本語教育機関数）
- ✓ 企業等の連携先から認定日本語教育機関への教育投資（教育提供の対価等）、及びそれを原資とした日本語教員の給与水準の改善が採択要件

モデルの普及

産業界等の投資と教育質向上の好循環創出

地域経済の活性化・共生社会の実現

＜経済財政運営と改革の基本方針2024＞
（令和6年6月21日閣議決定）
（外国人材の受入れ）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（中略）認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

229百万円
241百万円）



文部科学省

現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が配置されることとなっている。日本語教育の質の向上のためには、登録日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、そのための養成・研修には大学等の専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を反映させ、充実を図る必要がある。併せて、日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、「潜在的な」日本語教師の現場復帰を促進し、教員不足の解消を図る必要がある。

※留学生、生活者、就労者等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、人材確保策の検討については「日本語教育機関認定法」に係る衆参両院の附帯決議で配慮を求められているところ。

事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業

153百万円（161百万円）

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：日本語教師に対し審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。
 - 期間：令和2年度～
 - 委託先：日本語教師養成専門機関
 - 件数・単価：11箇所×約8～24百万円
- 【初任日本語教師研修】
- ①生活者としての外国人、②留学生、③児童生徒等、④就労者、⑤難民等、⑥海外赴任
- 【中堅以上コーディネーター研修】
- ⑦中堅日本語教師（3～5年目）
 - ⑧主任教員
 - ⑨地域日本語教育コーディネーター



(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業

60百万円（60百万円）

- 目的：大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導法等の教育研究・手法を養成・研修に反映。
 - 内容：日本語教師の養成を行う大学等を拠点としたネットワークの構築、日本語教師養成・研修の担い手の育成プログラム開発及び研修の実施。
 - 期間：令和5年度～令和9年度
 - 委託先：大学・大学院等専門機関
 - 件数・単価：6箇所×約10百万円
- ①北海道・東北、②関東・甲信越
 - ③中部、④近畿、⑤中国・四国
 - ⑥九州・沖縄



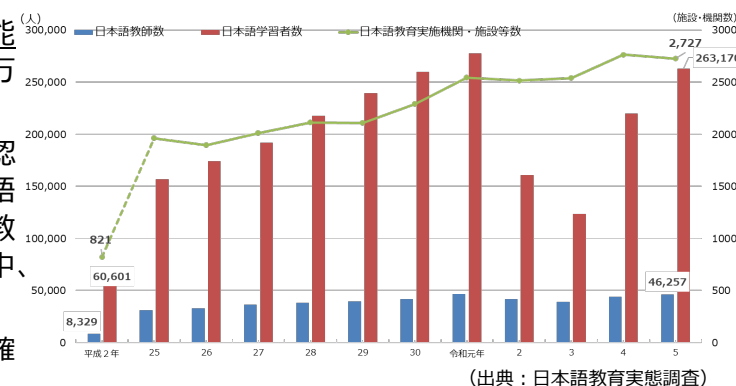
(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業

17百万円（20百万円）

- 目的：日本語教育機関認定法の施行に伴う登録日本語教員不足の解消。
- 内容：登録日本語教員の資格を有していない現職日本語教師、日本語教育に関する知識や技能を有しながら現在日本語教育に携わっていない「潜在的な」日本語教師等に向けたオンデマンド研修プログラムの開発及び研修の実施。
- 期間：令和5年度～令和9年度
- 委託先：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- 件数・単価：2箇所×約8百万円



（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

日本語教員試験について

日本語教員試験とは

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律により、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、登録日本語教員でなければならないこととされている。また、国家資格である登録日本語教員となることにより、日本語教育を行うために必要な知識・技能及び実践的な技術を習得していることを示すことが可能となる。

登録日本語教員になるには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することが必要。なお、令和11年3月31日までの間に、一定の資格又は実務経験を有する者については試験免除や実践研修免除などの経過措置が設けられている。

試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	聴解：50分 (休憩) 読解：100分	聴解：50問 読解：60問	選択式	1問1点 (計110点)

受験料

通常：18,900円

基礎試験免除：17,300円

基礎試験及び応用試験免除（※）：5,900円

※基礎試験と応用試験の両方を免除される場合も、資格取得のためには試験に出願することが必要。

出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」（令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題。

合格基準

① 基礎試験

必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割の得点があること。

② 応用試験

総合得点で6割の得点があること。

令和7年度日本語教員試験

実施日：令和7年11月2日（日）

令和6年度日本語教員試験の実施結果

- 試験日：令和6年11月17日（日）
- 出願受付：令和6年8月1日（木）～9月6日（金）

試験地：全国8地域

北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、
関東（東京都23区内）、中部（愛知県名古屋市）、
近畿（大阪府堺市）、中四国（広島県広島市）、
九州（福岡県福岡市）、沖縄（沖縄県宜野湾市）

- 結果通知日：令和6年12月20日（金）
- 合格発表：日本語教員試験システムを通じて受験者に通知し、合格者には合格証書を交付。
- 受験者数：17,655人
- 合格者数：11,051人※
- 合格率：62.6%



※「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。また、経過措置による試験免除者のうち、出願時点で試験免除要件である課程修了等が「見込」である者については、試験免除要件を満たすことを証する書類が令和7年4月30日までに提出された者に対して、合格証書を交付する。

なお、当該期日までに必要書類の提出がなかった場合、合格は無効となる。

詳細については、日本語教員試験ホームページ

→ https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

日本語教師数等の状況

令和6年度日本語教員試験 合格者数（ルート別、都道府県別）

試験免除状況別内訳等

	受験者数	合格者数	合格率（％）
全試験受験者（A）	3,947	366	9.3
基礎試験免除者（B）	7,750	4,727	61.0
全試験免除者	5,958	5,958	—
（A）と（B）の合計	11,697	5,093	43.5
総計（全試験免除者を含む）	17,655	11,051	62.6

資格取得ルート別内訳

		受験者数 (A)	基礎試験 合格者数	応用試験 合格者数 (B)※1	合格率 (B/A) (%)
試験ルート		3,681	323	322	8.7
養成機関ルート		令和6年度の試験の出願時点では登録日本語教員養成機関が存在しないため、該当者なし。			
経過措置	Cルート （現職者に限らず必須の50項目に対応した課程修了者）	5,530	免除	3,365	60.8
	D－1ルート （現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者①）	1,539	免除	928	60.3
	D－2ルート （現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者②）	681	免除	434	63.7
	E－1ルート （現職者のうち民間試験に合格した者①）	1,228	免除	免除	—
	E－2ルート （現職者のうち民間試験に合格した者②）	4,730	免除	免除	—
	Fルート （上記以外の現職者）	266	44	44	16.5

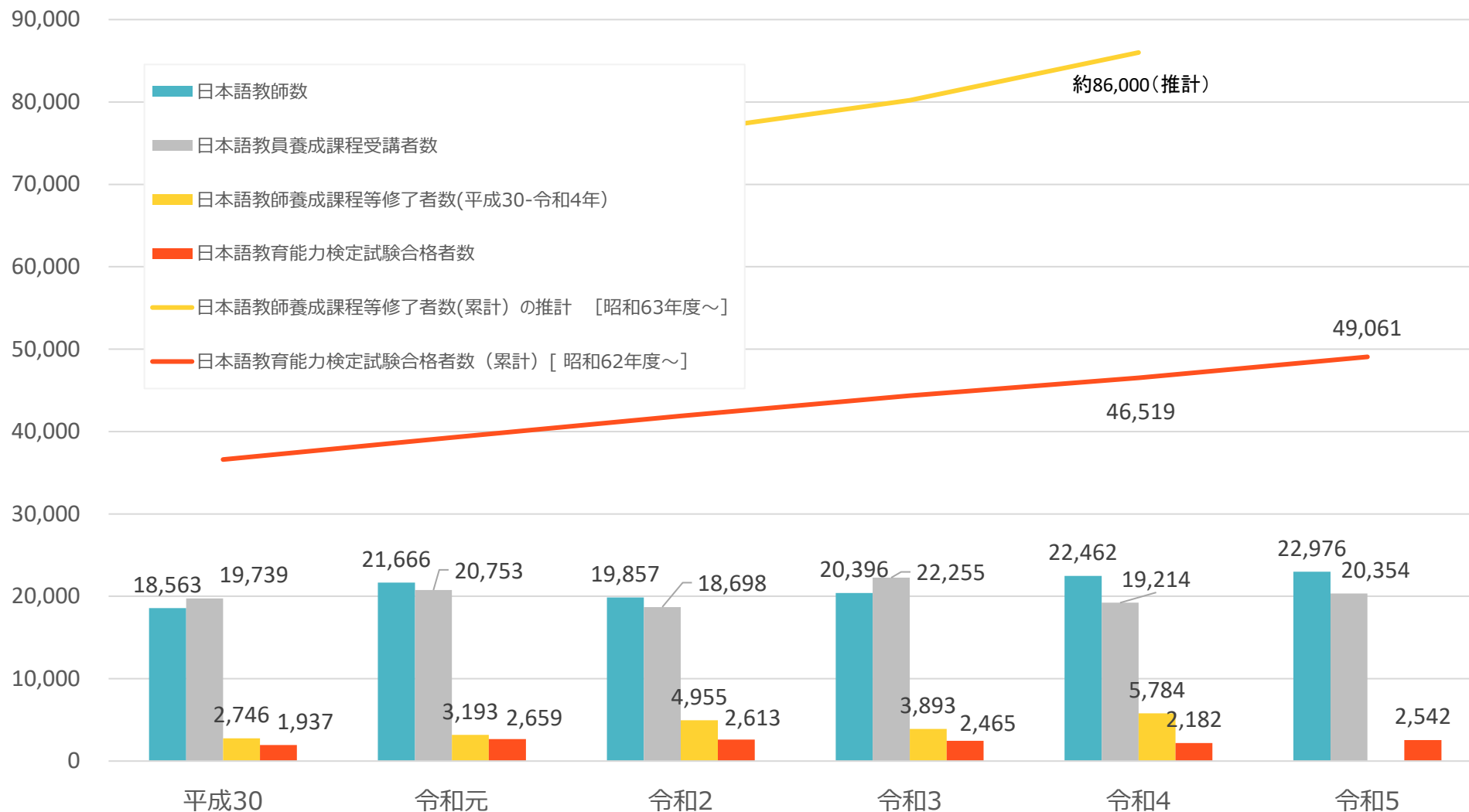
※1 基礎試験が不合格の者は、応用試験を受験しても採点されないため除いている。

都道府県別内訳

都道府県名	試験の 合格者数 (Eルート含む)	都道府県名	試験の 合格者数 (Eルート含む)
北海道	185	滋賀県	79
青森県	19	京都府	350
岩手県	22	大阪府	1,016
宮城県	123	兵庫県	588
秋田県	8	奈良県	128
山形県	9	和歌山県	33
福島県	42	鳥取県	12
茨城県	149	島根県	14
栃木県	77	岡山県	133
群馬県	56	広島県	166
埼玉県	707	山口県	56
千葉県	713	徳島県	26
東京都	2,903	香川県	40
神奈川県	1,054	愛媛県	35
新潟県	39	高知県	16
富山県	16	福岡県	600
石川県	53	佐賀県	32
福井県	23	長崎県	39
山梨県	39	熊本県	55
長野県	60	大分県	41
岐阜県	121	宮崎県	34
静岡県	258	鹿児島県	38
愛知県	676	沖縄県	91
三重県	77	計	11,051

日本語教師数等の状況

日本語教育機関認定法施行前までの間の日本語教師養成課程等修了者等数の推移



日本語教師数：「日本語教育実態調査」による「日本語教師等の数」のうち、「常勤」と「非常勤」の合計

日本語教員養成課程受講者数（年次）：「日本語教育実態調査」による「受講者数」のうち、「大学等機関」「法務省告示機関」「任意団体等」の合計

日本語教師養成課程等修了者数：「日本語教育総合調査」(令和元、3-5年度)「令和2年度日本語教師の資格創設に係る状況調査」による大学等日本語教員養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関の修了者数
(※令和元年度は大学・大学院の養成課程修了者数)

日本語教師養成課程等修了者数(累計)の推計：昭和63～平成29年については、「日本語教育実態調査」による「受講者数」のうち10%が修了者と推定し計上。平成30年以降は「日本語教師養成課程等修了者数」を計上。

日本語教育能力検定試験合格者数、同(累計)：(公財)日本国際教育支援協会の日本語教育能力検定試験合格者数、同累計

【申請者全体に対する見直し】

○窓のない教室の取扱い

窓のない教室の場合であっても、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に照らして適切な環境と認められる場合には、教室として認めることとする。

○実地確認の一部省略

文部科学省担当官が行う実地確認について、一部省略することを可能とする。

○教員体制等にかかる提出書類の省略等

社会保険証ではなく雇用証明書の提出を求めることとし、かつ日本語教育歴の確認のための在職証明書は要件を満たすことを確認するに足る期間分のみで可とする。

○「よくある質問集」の更新

制度、法令の解釈、審査手続き、認定基準の解釈等について、寄せられた質問等を踏まえて順次更新・充実。

【法務省告示校に対する見直し】

○負担付き校地・校舎の取扱い

教育の質の充実のために一時的に多額の資金が必要となる場合や、自然災害等の緊急事態へ対応する場合等のやむを得ない目的で、当該機関の設置者がする借入金に伴い、これを保証するために当該機関の運営に支障のない範囲内において当該機関の校地や校舎に抵当権等が附されている場合でも、審査の結果、認定が認められる場合があるとする。

○教員の要件を満たすことを証する資料の提出の省略

○設備・備品購入を証明できる書類の提出の省略

認定日本語教育機関

在留資格「留学」付与の要件 留学

外国人が、大学、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる教育機関において日本語教育を受けようとする場合、当該機関が認定日本語教育機関（留学のための課程に限る）であることを在留資格「留学」による受入れ要件とする。

国民年金保険料の学生納付特例 留学

認定日本語教育機関において修業期間1年以上の留学のための課程に在籍する生徒について、申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の対象となる。

健康保険及び厚生年金保険の適用除外 留学

短時間労働者に該当する認定日本語教育機関において修業期間1年以上の留学のための課程に在籍する生徒について、健康保険及び厚生年金保険の被保険者ではないこととする適用除外の対象となる。

著作権法第35条の適用 留学 就労 生活

著作権法第35条第1項では、一定の要件の下、学校その他の教育機関（営利目的のものを除く）での授業における利用を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、著作権者の許諾を得ることなく、公表された著作物の複製等を行うことを可能としており、認定日本語教育機関は、ここでいう「学校その他の教育機関」に該当し得る（営利目的の場合は特例の対象外）。

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関

教育訓練給付金制度における講座指定

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関が実施する養成課程・実践研修は、法令に基づいた公的職業資格（必置資格）の養成課程として教育訓練給付の支給対象講座（「特定一般教育訓練」又は「一般教育訓練」）として厚生労働大臣の指定を受けることが可能。

日本語パートナーズの審査における加点

独立行政法人国際交流基金が実施する日本語パートナーズ「大学連携インターン派遣」プログラムの審査において、令和6年度より「日本語教育機関認定法」に基づき登録実践研修機関の登録を受けている大学からの申請は選考の際に加点対象となった。

①登録日本語教員制度の周知・認知度向上

- 令和6年度「文部科学省日本語教育大会」の開催
・「登録日本語教員」の制度をテーマとし、基調講演やパネルディスカッション等を実施（令和7年2月10日）
- 教育委員会等関係機関・団体への登録日本語教員制度の説明
・令和6年度 都道府県・指定都市教育委員会 管理・指導事務主管部課長会議での説明 等

②現職法務省告示校教員等の登録日本語教員への円滑な移行

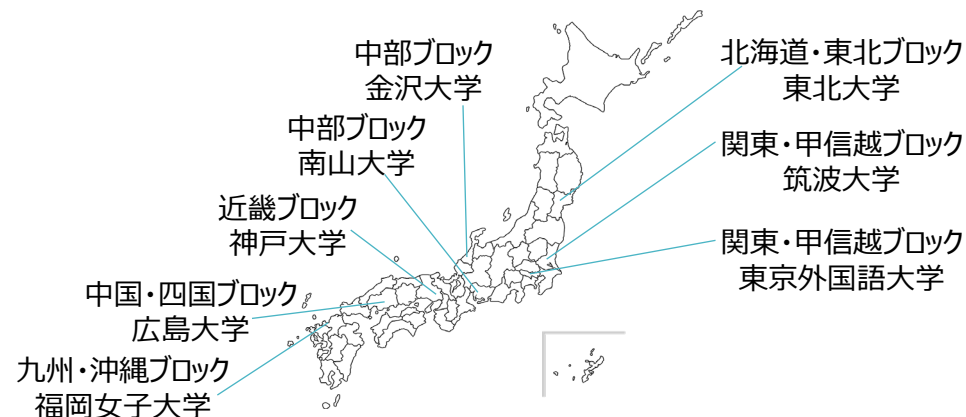
- 経過措置ルートの設定
・日本語教員試験の一部または全部免除及び実践研修免除
- 経過措置に係る経験者講習（オンデマンド型）の提供
・現職教員等が知識をアップデートするためのオンライン講習

③「潜在的な日本語教師」層の日本語教員登録の促進

- 過去に日本語教師養成課程を修了した者等を対象とした学び直し・復帰促進アップデート研修動画の公開
・日本語教育業界の動向等に関する動画を文部科学省のYouTubeチャンネルで公開
・日本語教育課のnoteを開設し、日本語教育に関する情報発信を予定

④登録日本語教員の養成・キャリア形成支援

- 現職日本語教師研修プログラム普及事業
・日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとの教育内容等を踏まえた研修を実施
・研修修了者にはオープンバッジを発行するほか、日本語教育機関認定法ポータルにオープンバッジの保有に関する情報を表示する機能を搭載予定
- 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業
・地域のニーズに応じた養成・研修を行う人材の育成・確保を推進
・6ブロック8大学参加のもと全国協議会の開催（令和7年2月10日）



- 「日本語教育機関認定法ポータル」による情報発信
・登録日本語教員のうち希望する者の情報を、国が運用する「日本語教育機関認定法ポータル」で公開。
- 認定日本語教育機関活用促進事業
・外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から日本語教育機関に対する教育投資を促進し、日本語教師の処遇改善を含めた教育の質向上に繋げる、好循環を確立・普及。
・令和6年度補正予算に計上。